

厚木市乳児健康診査

乳児健康診査依頼申請及び助成金交付申請手続について

この申請手続は、厚木市（以下「本市」という。）が行う乳児健康診査に関し、本市実施医療機関以外の医療機関で乳児健康診査を希望される方が、乳児健康診査依頼手続及び助成金交付を受けるためのものです。

《対象者》

本市に住所を有し、本市が行う乳児健康診査の対象者で、次の要件のいずれかに該当する方です。

- (1) 重篤な疾患等により契約外医療機関に入院し、又は通院している方で、契約医療機関において乳児健康診査を受診できない方
- (2) 保護者の里帰り出産、その他やむを得ない事情により、市外に滞在している方で、契約医療機関で乳児健康診査を受診できない方

《申請者及び請求者について》

申請及び請求は、受診対象者の保護者（親権を有する方、未成年後見人その他の方で、現に乳児を監護している方）に限ります。

《必要提出書類》

乳児健康診査依頼を申請する場合

- ・厚木市乳児健康診査依頼申請書 ※必ず受診する前に申請してください。

受診後に助成金交付を申請する場合

- ・厚木市乳児健康診査助成金交付申請書兼請求書
※申請者と口座名義人が違う場合は押印が必要です。
 - ・健康診査票（市提出用）
 - ・領収書（原本）
- 健康診査を受けた際、医療機関から受け取ってください。

《助成金について》

助成金には限度額があり、申請金額全てを交付できないことがあります。

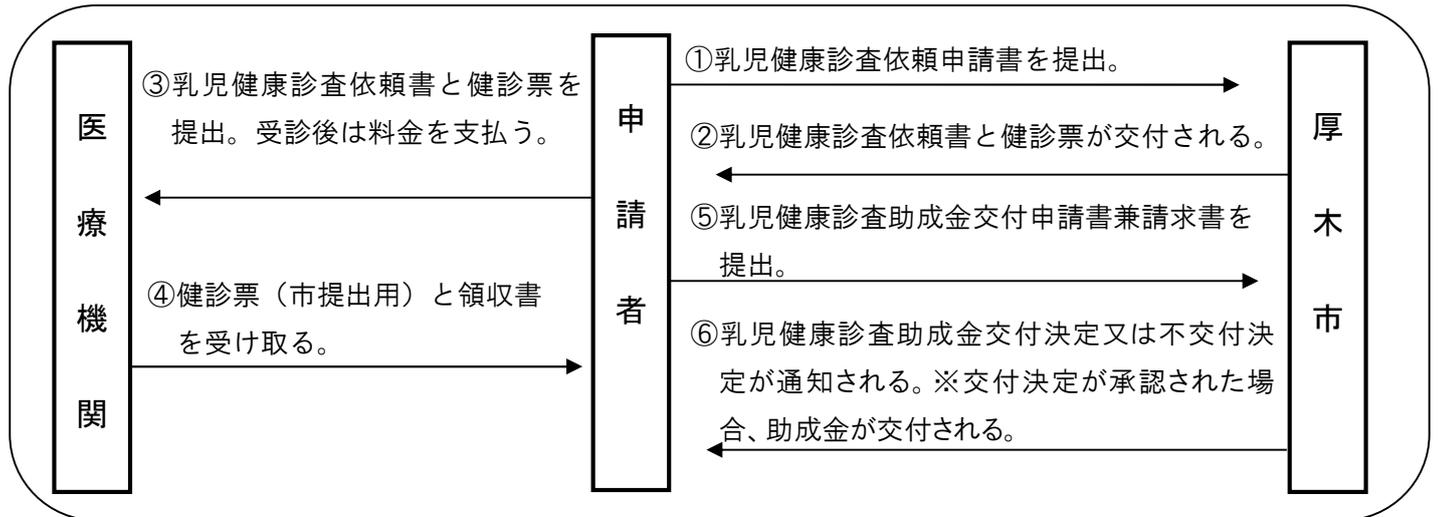
また、「乳児健康診査助成金交付申請書兼請求書」の提出期限は、健康診査を受診した日から 60 日以内となりますので、お気を付けください。

《助成金の交付について》

助成金の交付は、請求書の口座への振込みとなります。

裏面に「手続きの流れ」の説明があります。必ず御確認ください。

【手続きの流れ】



- ① 乳児健康診査依頼申請書を記入し、市へ提出してください。
- ② 乳児健康診査依頼申請に基づき、乳児健康診査依頼書と健康診査票が申請者へ交付されます。
- ③ 乳児健康診査依頼書と健康診査票を医療機関へ持参し、乳児健康診査を受けてください。
受診後は乳児健康診査代金を医療機関へ支払ってください。
- ④ 医療機関から健康診査票（市提出用）と領収書を受け取ってください。
- ⑤ 乳児健康診査助成金交付申請書兼請求書を記入し、健康診査票（市提出用）と領収書(原本)を添付の上、市へ提出してください。
- ⑥ 乳児健康診査助成金交付決定又は不交付決定通知
 - ア. 承認された場合、乳児健康診査助成金交付決定が申請者に通知されます。
※交付決定後、乳児健康診査助成金交付申請書兼請求書は請求書として本市に受領され、申請者に助成金が交付（指定口座へ振込み）されます。
 - イ. 承認されない場合、乳児健康診査接種助成金不交付決定が申請者に通知されます。
※不交付が決定された場合は、助成金を受けられません。

御不明な点はお問合せください。

担当 厚木市こども家庭センター
 TEL 046 (225) 2597 (直通)
 〒243-0018 厚木市中町1-4-1
 厚木市保健福祉センター2階

